

令和5年度  
西東京市子ども食堂推進事業

令和5年6月

西東京市子育て支援部  
子ども家庭支援センター

# I 子ども食堂推進事業

## 1 目的

この事業は、地域の子どもやその保護者が気軽に立ち寄れる子ども食堂について、市が事業の経費の一部を補助することにより、安定的な実施環境の整備及び地域に根差した活動を支援するとともに、子どもの居場所と見守りの取組並びに支援が必要な子どもとその家庭の把握を行い必要な支援につなげる取組を推進することを目的としています。

## 2 補助対象者

西東京市内で子ども食堂を運営する団体又は個人（以下「団体等」という。）で、次の（１）及び（２）を満たすものとします。

- （１）暴力団、暴力団員又は暴力団関係者と関係する団体等でないこと。
- （２）公序良俗に反する活動を行う団体等でないこと。

## 3 事業内容

### （１）子ども食堂の開催（基本事業）

地域の子どもやその保護者が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事を取りながら、相互に交流を行う場を提供する取組

### （２）配食・宅食の取組（任意事業）

子ども食堂で調理又は用意した弁当や食材を取りに来た子どもやその保護者へ配布する取組（配食）と子どもの自宅へ届ける取組（宅食）

## 4 実施方法

- （１）原則として、月に１回以上、定期的に子ども食堂を実施してください。ただし、配食や宅食の実施回数については、この限りではありません。
- （２）子ども又はその保護者（以下「参加者」という。）が１回当たり合わせて１０人以上参加できる規模で開催してください。ただし、配食や宅食の実施規模については、この限りではありません。
- （３）事業実施時は、常時、責任者を配置し、安全に配慮した開催を図ってください。
- （４）事業規模に応じて、必要な体制を確保してください。
- （５）食事は、原則として子ども食堂のスタッフ又は参加者が直接調理した栄養バランスのよいものとしてください。
- （６）市が開催する子ども食堂連絡会に年１回以上参加してください。
- （７）市が実施する虐待の未然防止・早期発見に係る研修等に参加してください。
- （８）参加者に対し、子ども・家庭支援に関わる相談窓口を周知するように努めてください。また、参加者の生活状況を把握し相談に応じるとともに、必要に応じてニーズに対応した関係機関につなげてください。なお、虐待が疑われる場合等、早急な対応が必要な場合は、子ども家庭支援センターに対して速やかに通告を行ってください。
- （９）事業を実施する際に、特定の政党又は政治団体のための活動又は特定の宗教のための活動を行わないでください。

- (10) 個人情報の適正な管理に十分配慮し、事業の実施に携わるスタッフが業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについてスタッフに周知徹底を図るなどの対策を講じてください。

※東京都福祉保健局発行の『子供食堂スタートブック』を参考にしてください。

## 5 実施場所

- (1) 10人以上の参加者が、食事を取りながら交流をすることができるスペースを確保してください。ただし、配食や宅食の実施場所については、この限りではありません。
- (2) 宅食を除き、参加者が立ち寄りやすい場所で実施してください。

## 6 衛生管理及び事故防止

- (1) 事業の開始前に多摩小平保健所に相談し、指導・助言を求めてください。
- (2) 食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品安全法及び各種法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制を構築してください。
- (3) 参加する子どもの食物アレルギーの有無を確認してください。食物アレルギーに対応できない場合は参加者へ周知、注意喚起する等、健康被害防止のため、適切な対応をしてください。
- (4) 厚生労働省通知「子ども食堂における衛生管理のポイント」等を参考とし、食中毒予防や感染症対策等の衛生管理には万全を期してください。
- (5) 事故発生時の対応のため、保険に加入してください。
- (6) 食中毒や事故が発生した時の対応方法や連絡体制をあらかじめ定めるとともに、スタッフに周知徹底を図ってください。発生時には速やかに子ども家庭支援センターに報告してください。

## II 子ども食堂推進事業補助金

### 1 補助金の制度

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの一年度の活動が補助対象となります。

- (1) 子ども食堂の開催（基本事業）

【補助基準額】

一食堂あたり 月額4万円×実施月数（上限48万円）

- (2) 配食・宅食の取組（任意事業）

【補助基準額】

一食堂あたり 年額72万円

- (3) 支援拡充の取組

【補助基準額】

一食堂あたり 年額50万円以内

新たな子ども食堂の立ち上げや支援の拡充に要する設備整備費等

対象団体や経費などが異なります。事前にご相談ください。詳細につきましては『支援拡充の取組（解説）』をご参照ください。

(4) 補助対象経費

項目	対象経費
需用費	事業に利用する消耗品費（調理器具、収納用品、食器類、日用品類、事務用品等）、子ども食堂の案内のためのパンフレット等印刷物、光熱水費、食材費、車両の燃料費 （注）光熱水費について、自宅や店舗等が実施場所の場合等、子ども食堂の取組分としての金額が明確でない場合、開所時間分で按分する等の方法で算出すること。
使用料及び賃借料	会場の賃料、車両の賃借料 （注）自宅や店舗等が実施場所の場合等、子ども食堂の取組分としての金額が明確でない場合、開所時間分で按分する等の方法で算出すること。
役務費等	通信費、郵便代、保険料、食材の運搬に係る交通費（スタッフの出勤のための交通費は含まない。） （注）自宅や店舗等が実施場所の場合等、子ども食堂の取組分としての金額が明確でない場合、開所時間分で按分する等の方法で算出すること。

注：人件費及び子ども食堂事業者が団体等運営に要する経費については補助対象外となります。（例）団体等を運営するための経費や個人的な支出等

(5) 補助金交付申請等のスケジュール

日程が具体化した際には、改めてお知らせします。

① 1回目

手続内容	時期
交付申請手続きの案内	7月3日～
交付申請の受付	7月10日～7月21日
審査	7月下旬
交付決定	7月下旬
交付請求	8月上旬
補助金の交付（支払）	8月中旬

② 2回目

手続内容	時期
交付申請手続きの案内	7月3日～10月中旬
交付申請の受付	9月中旬～10月中旬
審査	10月中旬～11月上旬
交付決定	11月上旬
交付請求	11月中旬
補助金の交付（支払）	11月下旬

### ③ 実績報告・精算

手続内容	時期
実績報告（4～12月分）	1月15日
実績報告（1～3月分）	4月15日
補助金の精算・返還	4月下旬～5月上旬

※ 実績報告は、年2回に分けて提出してください。

#### (6) 1回目交付申請書の作成・提出について

- ① 別紙「子ども食堂推進事業補助金 交付申請書作成手順」をご覧ください。
- ② 提出期限 令和5年7月21日（金）午後5時まで

## 2 虐待の未然防止・早期発見に係る研修への参加

子ども食堂の運営者・スタッフの方は、年1回以上、市（子ども家庭支援センター）が開催する「虐待の未然防止・早期発見に係る研修」、もしくは市が指定するその他の研修への参加が必要です。日程は、別途お知らせします。

## Ⅲ 子ども食堂との連携

### 1 子ども食堂のPR

子どもや市民へ子ども食堂の開催状況などを周知するため、市内の子ども食堂の活動をPRしています。

#### (1) 市ホームページへの掲載

- ① 掲載場所 子ども家庭支援センター⇒子ども食堂  
にしとうきょうキッズ！⇒おすすめ記事⇒子ども食堂
- ② 掲載内容 子ども食堂の一覧  
団体名、連絡先、場所、日時、チラシ、団体HPのリンク、  
活動の写真
- ③ 更新頻度 月1回程度

#### (2) 子育てハンドブックへの掲載

- ① 掲載内容 子ども食堂の一覧  
団体名、連絡先、場所、日時
- ② 更新頻度 年1回

#### (3) 公共施設でのチラシの配付や掲示

小・中学校、児童館、学童クラブ、公民館など市の公共施設が、子ども食堂のチラシの掲示や配布に協力します。

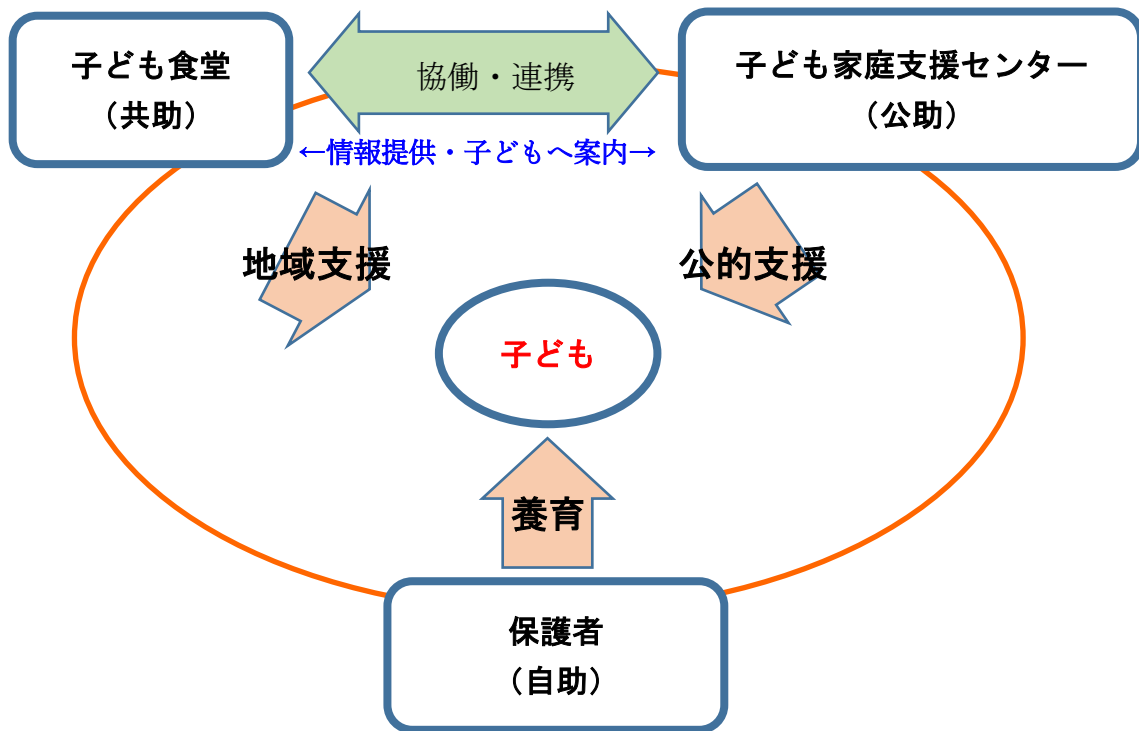
### 2 子ども食堂運営団体へのお知らせ

市ホームページにて、子ども食堂団体に向けて、子ども食堂推進事業に係る情報を発信します。

- (1) 掲載場所 子ども家庭支援センター⇒子ども食堂を運営している方へ

- (2) 掲載内容
- ① 子ども食堂推進事業について
  - ② 子ども食堂連絡会
  - ③ 子ども食堂スタッフ向け研修
  - ④ 子ども食堂を始める方へ
    - ア 子供食堂スタートブック
  - ⑤ 外部リンク
    - ア 厚生労働省の衛生管理のポイント
    - イ ボランティア保険 社協HP

子ども家庭支援と子ども食堂の関係図



**【申請先・問い合わせ先】**

〒202-0005 西東京市住吉町 6-15-6 住吉会館ルピナス  
 西東京市 子育て支援部 子ども家庭支援センター 相談係  
 電話 042-425-3303  
 Email kateishien@city.nishitokyo.lg.jp